

文部事務官二集会開催、結果局長、田政の大
依頼意見、ト總て承認スルコト、シテ、手當公平
一件、職員組合配給新設置、件、二項、今一應終
了、希望を追言、レ、事件を終決スルコトニ決シ望十
三日午後三時半津田宇二郎、牧野金馬、西多、下
谷局長ヲ訪問口頭ヲ以テ、勤務手当、一般従業員ニ
又取締ニ近キ程度、給與ヲ受ケ又モ希望ナリ、ト迹ハ局長
「來年迄ヨリ相当考慮スベシ」と答へ又配給新設置、
件、兩人ヨリ、職員組合、今後同志會、手当萬レ岡部
喜作個人トシテ其、衡ニ当ル事トナリスハ、以テ援助セラレ
ヌシト諒解ラズ、又、舞衣セシテ、其、歎願事件、茲ニ一
應終局ヲ告ナルニ至レバ

右及申一通一報候也

寫

勞役費一九七二肺

大正十五年九月三日

警視總監太 田 政 弘

弘

15.9.6
482

内務大臣決口雄幸殿
齋島長官長岡隆一郎 延
京都大阪神奈川兵庫愛知
福岡、各府縣知事殿

東京市電氣局職員同志會
要求提出二閱入ル件